


平成30年12月

平成30年3月卒業の奨学生であった皆様

学校法人西野学園
学生サポートセンター
センター長 南部 詠子 

奨学金の返還について

本学園での学業を終えられ、今はお元気でご活躍のことと存じます。

在学中に日本学生支援機構の奨学生であった皆様におかれましては、本年10月から奨学金の返還が開始されていることと存じます。

ところで、奨学金は毎月27日に口座振替により返還されることとなっておりますが、日本学生支援機構によりますと全国的にも、最初の引き落としができない方が例年おられるそうです。

最初の引き落としができないと、延滞となって、それ以降延滞のトンネルから抜け出せなくなる恐れがあります。

在学中から奨学金の説明会などさまざまな機会にご説明をし、資料もお配りしてきましたが、上記のようなことがないように改めてこの文書を掲載いたしました。

あなたの返還金は、口座から、毎月きちんと引き落とされていますか。あるいは、口座振替の（変更等）手続きを正しく行っていないため日本学生支援機構から請求書が届き、まだその支払いが済んでいないようなことはありませんか。今一度、ご確認ください。

万が一、経済的理由等で返還が困難な場合は、返還期限猶予制度や減額返還制度などの仕組みがありますので、下記《日本学生支援機構の相談窓口》に電話してください。親切丁寧に対応していただけます。ご相談の際には、あらかじめ奨学生番号を準備しておいてください。

平成28年度から各学校の貸与及び返還に関する情報が、日本学生支援機構のホームページ上で公開されております。また、奨学生であった皆様の奨学金の返還金は、次の奨学金の原資となります。本学園としても、後輩学生たちのため、皆様に格別の留意をお願いする次第です。

《日本学生支援機構相談窓口》 電話0570-666-301

(海外からの電話、一部携帯電話およびIP電話は、専用ダイヤル03-6743-6100)

詳しいことを知りたいときは、

日本学生支援機構ホームページ <http://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/>